

様式第3号

年企企発 10 号
平成 27 年 4 月 13 日

法人文書不開示決定通知書

特定非営利活動法人情報公開市民センター
理事長 新海聡 様

年金積立金管理運用独立行政法人
理事長 三谷隆博



平成 27 年 3 月 13 日付けの法人文書の開示請求（同月 16 日受付）については、下記のとおり、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 9 条第 2 項の規定に基づき、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

- 1 不開示決定した法人文書の名称
平成 26 年 10 月 23 日開催第 86 回運用委員会の運用委員会規則第 8 条に基づく議事録
- 2 不開示とした理由
当該法人文書は作成中であり、現時点で不存在であるため。

この決定に不服があるときは、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 6 条の規定により、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に年金積立金管理運用独立行政法人理事長に対して異議申立てをすることができます。ただし、決定に不服がある旨の申立てが、決定のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、決定のあったことを知った日から 6 ヶ月以内に東京地方裁判所へ処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から 6 ヶ月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、本件についてのご照会は、次の担当課までお問い合わせください。

* 担当課
企画部企画課



様式第2号

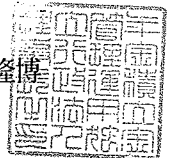
年企企発 20号
平成27年 5月 12日

法人文書開示決定通知書

特定非営利活動法人情報公開市民センター
理事長 新海聡様

年金積立金管理運用独立行政法人

理事長 三谷隆博



平成27年3月13日付けの法人文書の開示請求（同月16日受付）については、下記のとおり、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する法人文書の名称

- 平成26年10月23日開催第86回運用委員会の資料
（年金積立金管理運用独立行政法人 Web 掲載分を除く）

2 不開示とした部分とその理由

- 座席図の法人職員氏名は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないことから、法第5条第1号に該当するため不開示。
- 委員限り3（基本ポートフォリオの変更について）については、基本ポートフォリオの策定過程が公になった場合、それを知った者が当法人の投資行動を予測して利用し、利益を得ることなどにより、当法人の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあることから、法第5条第4号トに該当するため不開示。
- 委員限り6（運用の高度化に係る対応状況）については、委託先の選定理由が公になった場合、今後の選定において、それを知った者が応募して不当に選定される等、選定の公正性に影響を及ぼし、当法人の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあることから、法第5条第4号トに該当するため不開示。
- 委員限り8（リスク管理状況等の報告）については、当法人のリスク管理状況が公になった場合、それを知った者が当法人の投資行動を予測して利用し、利益を得ることなどにより、当法人の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあることから、法第5条第4号トに該当するため不開示。

この決定に不服があるときは、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 6 条の規定により、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に年金積立金管理運用独立行政法人理事長に対して異議申立てをすることができます。ただし、決定に不服がある旨の申立てが、決定のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)の規定により、決定のあったことを知った日から 6 ヶ月以内に東京地方裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から 6 ヶ月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、本件についてのご照会は、本通知書末尾記載の担当課までお問い合わせください。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

法人文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料基本額	開示実施手数料 (開示請求手数料基本額-300円)
A4 83 枚	写しの交付	830 円	530 円

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日時：平成 27 年 5 月 18 日(月)～平成 27 年 6 月 16 日(火)(土日祝日を除く)

9:00～17:30(12:00～13:00を除く)

場所：年金積立金管理運用独立行政法人

東京都千代田区霞ヶ関 1-4-1 2階

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料(見込額)

準備日数：3日

郵送料(見込額)：560円

*担当課

企画部企画課

様式第2号

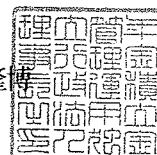
年企企発 21号
平成 27年 5月 12日

法人文書開示決定通知書

特定非営利活動法人情報公開市民センター
理事長 新海聡様

年金積立金管理運用独立行政法人

理事長 三谷隆博



平成 27年 3月 13日付けの法人文書の開示請求（同月 16日受付）については、下記のとおり、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する法人文書の名称

- ・平成 26年 10月 23日開催第 86回運用委員会の録音

2 不開示とした部分とその理由

- ・運用委員発言部分については、当該音声がかんになった場合、公開されている運用委員会名簿、発言内容等と突合することにより、個人を特定できるおそれがあることから、法第5条第1号に該当するため不開示。
- ・事務局発言部分については、当法人の運用の考え方及び方針がかんになった場合、それを知った者が当法人の投資行動を予測して利用し、利益を得ることなどにより、当法人の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあることから、法第5条第4号トに該当するため不開示。

この決定に不服があるときは、行政不服審査法(昭和 37年法律第 160号)第6条の規定により、決定があつたことを知った日の翌日から起算して 60日以内に年金積立金管理運用独立行政法人理事長に対して異議申立てをすることができます。ただし、決定に不服がある旨の申立てが、決定のあつたことを知った日の翌日から起算して 60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和 37年法律第 139号)の規定により、決定のあつたことを知った日から 6ヶ月以内に東京地方裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があつたことを知った日から 6ヶ月以内であっても、決定の日から 1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、本件についてのご照会は、本通知書末尾記載の担当課までお問い合わせください。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

法人文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料基本額	開示実施手数料 (開示請求手数料基本額－300円)
CD-R	写しの交付	430円	130円

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日時：平成27年5月18日(月)～平成27年6月16日(火) (土日祝日を除く)

9:00～17:30 (12:00～13:00を除く)

場所：年金積立金管理運用独立行政法人

東京都千代田区霞ヶ関1-4-1 2階

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料(見込額)

準備日数：3日

郵送料(見込み)：450円

*担当課

企画部企画課